「農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視」 の結果に基づく勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要 令和4年5月20日



【回答日】1回目:令和3年3月29日 ※改善状況は令和3年3月29日現在 【勧告先】農林水産省 【勧告日】令和2年5月15日

2回目:令和4年4月26日 ※改善状況は令和4年3月31日現在

背景

○ 農道・林道(総延長約31万km)は、道路ネットワークの構成要素として看過できないインフラ

○ 農山村地域の高齢化や人口減少等に伴い、土地改良区や森林組合等による維持管理体制の確保 が困難となる懸念

農道・林道のより効率的・効果的なメンテナンスサイクルの確立及びそれを通じた適切なインフラマネ ジメントを図る観点から、18道県、52市町村、16土地改良区、10森林組合に対し調査を実施



ポイント

- 勧告時、農林水産省に対し、農道・林道の適切な維持管理を図る観点から、
 - ①メンテナンスサイクルの確立、②適正な個別施設計画の策定、
 - ③併用林道等における情報共有の推進、④高速道路跨道橋等の廃止・撤去に向けた検討等 の4項目について改善を求めた。
- これを踏まえ、農林水産省では、
 - ① 新たな事業を創設し、点検・診断・修繕・更新を一体的に支援
 - ② 都道府県に対し、管理者への個別施設計画の策定支援を要請
 - ③ 併用林道の点検等に関する協定締結の推進
 - ④ 路線の廃止・撤去に向けた支援措置の拡充
 - 等を実施し、農道管理者及び林道管理者において取組が進められている。
- 詳細については次ページ以降のとおり

1 メンテナンスサイクルの確立

【制度の概要】

○ 利用者や第三者の安全を確保した上で、インフラが必要な機能を発揮し続けるために、各管理主体において、「メンテナンスサイクル」(①点検、②診断、③修繕・更新、④情報の記録・活用)を構築し、継続的に発展させることが必要(インフラ長寿命化基本計画)



主な勧告(調査結果)

○ 各管理者の予算・人員・技術力の現状を 踏まえた支援等を検討・実施すること。

く主な調査結果>

- 予算不足・技術力不足等を理由として、定期 点検や修繕等の実施に苦慮しているとの意見あり
- ◎ 一方、他部局等と連携して点検コストを縮減 するなど、効率的・効果的な維持管理を実施し ている例あり
- 点検等により得られた知見の一元的な 記録・管理及び次期点検等への活用を推 進すること。

<主な調査結果>

- 点検時の写真等が記載されていない例や、定期点検等の結果が路線の移管先に引き継がれていない例あり
- ◎ 一方、過去の点検結果等を活用して、施設の 状態や損傷の程度等を踏まえたメリハリある点 検等を実施している例あり

主な改善措置状況

前回

- ・ 「農道保全対策の手引き」の改定に向けて、有識者検討会を開催し、点検精度・手法の検討やドローン等を活用した橋梁点検等の優良事例を収集
- ・ 林道管理者に対し、定期点検等の結果を適切に保管・ 管理し、次期の点検・診断等に活用することを要請

今回

- 予算面の支援として、
 - i)農道については、「農村整備事業」を創設し、農道 の点検・診断・修繕・更新を一体的に支援
 - ii) 林道については、「山村強靱化林道整備事業」を 創設し、林道改良工事の補助率を引上げ
- 技術面の支援として、専門的な知見を有しない者でも 農道橋の異常が把握できる程度の点検ができることを目 的とした点検マニュアルを公表予定

【当省確認結果】

- 調査対象とした農道管理者では、点検時の写真等を適切に管理 するよう見直し
- ・ 例えば、「山村強靱化林道整備事業」については、自治体から「従来制度より補助率が上がり、のり面整備等の林道改良工事が行いやすくなった」との声あり

2 適切な個別施設計画の策定

【制度の概要】

- 「個別施設計画」とは、点検・診断の結果得られた施設の状態を記録し、その状態に応じた長寿命化対策(対策工法、対策時期、対策費用等)等を定める中長期的な計画
- 農道・林道における策定対象施設は、橋梁(農道:橋長15m以上、林道:橋長4m以上)、トンネル等

主な勧告(調査結果)

○ 個別施設計画策定の基礎となる台帳の的確な整備等を促すとともに、個別施設計画の内容の適正化を図るため、必要な技術的助言等を実施すること。

<主な調査結果>

● 個別施設計画の策定漏れや不十分な記載内 容となっている例あり

(具体例)

- 台帳に施設の記載がなかったため、当該施設の計画策定に漏れ
- ・ 管理する12橋梁について、その損傷状況 が異なるにもかかわらず、長寿命化対策の内 容が全て同一

主な改善措置状況

前回

- 農道管理者に対し、施設の点検・診断を行った場合に必要に応じて農道台帳の作成・更新も併せて行うなど、農道台帳の作成、管理、更新を適切に行うことを改めて要請
- 都道府県に対し、市町村や森林組合が作成する個別施設 計画の内容の適正化に向けた支援を行うことを要請

今回

- · 台帳に個別施設計画の作成の対象となる施設を記載する こととし、計画策定の漏れを改善
- ・ 農林水産省の要請を受け、都道府県では研修を受けた職員を技術職員が少ない市町村に派遣し、個別施設計画の策定・更新の際に実施する健全性の診断に係る指導、助言等を実施。個別施設計画の見直しが図られた事例あり
- ・ 農林水産省は今後とも適切な個別施設計画策定・更新に 向けた支援を行っていくとしており、総務省も引き続き注 視していく

【当省確認結果】

調査対象とした農道管理者では、管理する12橋梁について、次回 点検の結果を個別施設計画に適切に反映する予定

3 併用林道等における情報共有の推進

【制度の概要】

- 「併用林道」とは、市町村等が管理する各種道路について、国有林林道に準じて取り扱うもの又は既存の国有林林道を住民の生活道路等として活用するため、市町村道等として取り扱うもの
- 併用林道の設定に当たり、国(森林管理署等)と市町村等は、併用区間、併用期間、維持修繕時の負担割合等を定めた協定(併用林道協定)を締結
- 定期点検実施主体や個別施設計画策定主体等については、国と市町村等がその都 度協議



主な勧告(調査結果)

○ 複数の管理者が関わる農道・林道施設については、定期点検等に係る役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有の推進等を図ること。

<主な調査結果>

- 併用林道上の施設について、国(森林管理 署等)と市町村等とがそれぞれ点検を実施し ているが、点検結果が共有されていない例あ り
- 一部の森林管理署においては、併用林道協 定を締結している市町村に対し、点検の実施 状況等について情報共有を行うとともに、個 別施設計画の策定主体について協議している 例あり

主な改善措置状況

前回

林道管理者に対し、複数の管理者が関わる施設について、役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有を推進するよう要請

今回

- · 併用林道の個別施設計画策定や点検の実施主体を協定に より定めるよう、森林管理局に対して通知を発出
- · その際、協定締結が円滑に進められるよう、協定書の例 や協定締結に当たって整理すべき事項等を併せて通知
- → 本通知を受け、各森林管理署では新たな協定の締結や 既存の協定の見直しを進めており、協定の見直しにより 橋梁ごとに個別施設計画策定や点検の実施主体を定めた 例あり

4 高速道路跨道橋の撤去等

【制度の概要】

- 高速道路施設の維持管理に関する問題(点検未実施、施設の損傷等)が顕在化したことを受け、平成26年6月、参議院において、高速道路跨道橋の点検体制の抜本的な見直し等を行うよう警告決議
- 国土交通省は、平成27年1月、関係省庁に対し点検促進等を要請。また、老朽化した高速道路跨道橋の撤去を促進するため、道路橋(道路法の適用を受ける橋梁)については、社会資本整備総合交付金により、撤去を支援
- 一方、農林水産省の農山漁村地域整備交付金は、農道橋・林道橋の単純撤去には活用で 、 きず



※ 国土交通省資料から引用

主な改善措置状況

主な勧告(調査結果)

○ 農道・林道施設の利用状況を把握するとともに、必要性が認められなくなったものについては、その廃止・撤去に向けた支援等を検討・実施すること。

<主な調査結果>

○ 社会・経済情勢の変化に伴い利用者が減少 した高速道路跨道橋の維持管理に苦慮している との意見あり

(具体例)

- ・ 周辺地の耕作放棄地化に伴い利用者がほとん どいないと思われる高速道路跨道橋について、 その点検時に、高速道路の車線規制等が必要と なるため費用負担が重く、継続的な定期点検の 実施に懸念
- ・ 高速道路跨道橋の維持管理コストが負担。 うかいろ 迂回路もあるため、撤去したいがその費用が高 額で踏み切れず

前回

- 高速道路跨道橋等の利用状況に関する調査を実施し、 現在利用しておらず今後も利用が見込めないとして廃止・ 撤去する方針のものを7橋確認
- ・ 林道管理者に対し、林道施設の利用状況を定期的に把握 し、その利用状況等に応じた効率的・効果的な維持管理を 改めて要請

今回

- ・ 農道については、前回フォローアップで廃止・撤去する 方針が明らかになった7橋について、1橋が撤去完了、1橋 が令和6年度までに撤去の予定
- 撤去に関する予算面の支援として、
 - i)農道については「農村整備事業」を創設し、農村インフラの再編に伴う路線の撤去も可能に
 - ii) 林道については「森林整備事業」及び「農山漁村地域整備交付金」において、林道施設の集約化に伴い実施する老朽化した施設の撤去を対象事業に追加

農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

1 実 施 時 期 平成31年4月~令和2年5月

2 調査対象機関 農林水産省、国土交通省

【調査の背景事情】

- 農道・林道の総延長は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に位置付けられている高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(以下、これらを総称して「道路法上の道路」という。)の総延長の約 4 分の 1 に相当する約 31 万 km に及び、道路ネットワークの構成要素として看過できないインフラとなっている。
- その管理者は、国、都道府県及び市町村のほか、土地改良区や森林組合等の団体も一定数みられる。これらの団体については、農山村地域における 人口の減少や高齢化の進展等に伴い、その構成員が減少し、維持管理に係る体制の確保が今後ますます困難となっていくことも懸念される。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、道路ネットワークを構成する農道・林道の維持管理について、より効率的・効果的なメンテナンスサイクルの確立及びそれを通じた適切なインフラマネジメントの実現を図る観点から、その実態等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

1 メンテナンスサイクルの確立

(勧告要旨)

点検・診断・修繕・更新の着実な実施を図るため、各管理者の予算・人員・技術力の現状を踏まえた必要な支援等を検討・実施するとともに、点検等により得られた知見の一元的な記録・管理及び次期点検等への活用を推進すること。

勧告事項

(説明)

《制度の概要》

○ 「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の 推進に関する関係省庁連絡会議)により、利用者や第三者の安全を確保し た上で、インフラが必要な機能を発揮し続けるために、各管理主体におい て、「メンテナンスサイクル」(①点検、②診断、③修繕・更新、④情報の 記録・活用)を構築し、継続的に発展させることが必要

《調査結果》

- 当省の調査対象機関における平成 30 年度末時点の定期点検の実施状況は、個別施設計画の策定対象となる 橋梁 (橋長 15m以上(農道)又は 4 m以上(林道))又はトンネルを有し、かつ、当該施設について定期点検を実施している管理者は、農道で 74.1% (40/54 機関)、林道で 81.2% (56/69 機関)
- 定期点検を実施していない理由として、他のインフラ施設に比べ、交通 量等が少ない農道・林道施設では、点検等の優先順位が低く、コンサルタ ント会社等に委託して行う点検を実施するための費用が確保できないた めなどの意見あり
- 一方、市町村内部において農道・林道の維持管理部局が道路法上の道路 の担当部局と連携して点検を実施している例や、他市町村の農道・林道の 維持管理部局と連携して地域で一括して点検を実施することで維持管理 コストの縮減を図っている例あり

→:「回答」時に確認した改善措置状況

⇒:「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況

→ (農道)

農道の点検・診断・修繕・更新については、農道を含む農村インフラの 強靭化・高度化を図るため、これらを一体的に支援する農村整備事業を令 和3年度に創設し、各管理者の予算面の支援を拡充予定であるとともに、 技術面の支援として、「農道の点検に係る有識者検討会」(第1回:2年8月 18日、第2回:2年12月1日、第3回:3年2月24日)を設置し、点検精度・手法 の検討、ドローンを活用した橋梁点検等の新技術を活用した優良事例等の 情報収集等を行い、「農道保全対策の手引き」(平成31年3月29日付け農林 水産省農村振興局整備部地域整備課)の記載内容の充実や参考情報の追加 等の改定を3年4月に行う予定である。また、令和2年1月、市町村等の農道 管理者に対して実施した農道の維持管理に係るアンケート調査において、 課題として農業機械の大型化等に伴い路面の損傷が増加しているとの意 見が多く寄せられたことを踏まえ、地方農政局に対して「農道の維持管理 について」(令和2年6月30日付け事務連絡)を発出し、農道の長寿命化対 策として活用できる農地整備事業通作条件整備(保全対策型)等の補助制 度を改めて周知するとともに、農道の舗装には、農道の利用形態、地理条 件等を勘案し、交通の安全性、快適性、経済性、施工性及び維持管理の観 点から検討が必要であるとして、コンクリート舗装とアスファルト舗装の 特性について併せて周知した。

点検結果の記録・管理及び次期点検等への活用については、地方農政局に対して「農道の維持管理について」(令和2年6月30日付け2農振第1157号農村振興局整備部地域整備課長通知。以下「課長通知」という。)を発出し、市町村等の農道管理者による点検・診断・修繕・更新の着実な実施を図るため、点検等により得られた知見の一元的な記録・管理及び次期点検等への活用を推進することを依頼するとともに、「農道の維持管理について」により、農山漁村地域整備交付金、公共施設等適正管理推進事業債、ICTデータベース又はドローンの導入に係る地方財政措置等を活用した点

勧告事項 農林水産省が講じた改善措置状?

○ また、過去の点検・診断結果が十分に参照できない状態となっている例がみられた一方、当該結果に基づく施設の状態や設備の損傷等を踏まえつつ点検の内容・頻度を機動的に見直している例あり

検結果等の蓄積及び活用の推進に向けた働きかけを行った。

(林道)

林道の点検・診断・修繕・更新の着実な実施については、「林道の適正な維持管理について(照会)」(令和2年8月7日付け各都道府県林道整備事業担当課長宛て事務連絡)を発出し、新技術を活用した点検や情報管理データベースの作成等に関する事例、道路部局と連携して林道施設点検を実施している事例等の収集について協力を依頼するとともに、令和2年8月から9月までの間に、都道府県職員を対象に全国8地区で実施した「森林整備事業打合せ会議」(以下「打合せ会議」という。)においても重ねて要請した。

また、技術面の支援として、林道の維持管理体制の実態に即した、より 効率的・効果的なメンテナンスサイクルの確立を図るため、「林道の適正 な維持管理について(照会)」等により得られた優良事例について、「林道 の適正な維持管理について(優良事例の周知等)」(令和3年2月10日付 け各都道府県林道整備事業担当課長宛て事務連絡)により市町村等への横 展開を図るとともに、市町村等が実施する点検・診断等への技術的助言や 点検・個別施設計画策定に係る研修の定期的な開催等を要請した。加えて、 林道施設に係るメンテナンス(点検)業務における指導者を育成するため、 令和3年度からメンテナンス(点検)業務に従事する都道府県等の職員を 対象に、林道施設の点検・診断等に必要な知識等に関する講義や林道橋梁 等の現場における点検・診断等を内容とする研修を実施する予定である。

点検・診断等により得られた知見の一元的な記録・管理及び次期点検等への活用の推進については、「林道の適正な維持管理について」(令和2年8月7日付け各都道府県林道整備事業担当課長宛て事務連絡)を発出し、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」(平成27年3月27日林野庁整備課)及び「林道施設長寿命化対策マニュアル」(平成28年3月林野庁整備課)(以下、これらを併せて「マニュアル等」という。)に基づく林道施設の定期点検を確実に実施するとともに、定期点検結果を

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	適切に保管・管理し、維持・補修等の計画の立案や、次期の点検・診断等に活用することについて林道管理者に周知するよう依頼した。また、打合せ会議においても重ねて依頼した。 具体的内容として、部材・施設単位の損傷状況、対策区分の判定、健全性の診断結果や点検時の施設ごとの状況写真をマニュアル等の点検様式等に取りまとめ、点検・診断等に係る野帳、図面等を併せて、個別施設計画に係る個票と一緒に適切に保管・管理するとともに、定期点検結果や実施した対策について、点検や補修等の履歴を整理し、林道台帳と一緒に保管するよう依頼した。
	⇒ (農道) 老朽化の進行や災害への 脆弱性 が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進するため、令和3年度に「農村整備事業」を創設した。本事業は、農道を含む農村インフラ施設の再編・集約等の整備等事業だけでなく、施設の機能保全のため、施設の点検・診断等の計画策定事業についても補助制度を設けており、農道の点検・診断・修繕・更新について一体的に支援を行うことが可能となっている。技術面の支援として、令和2年度に実施した「農道の点検に係る有識者検討会」を受け、3年4月に「農道保全対策の手引き」を改定した。本改定では、i)上記検討会等で収集したドローンを活用した点検事例等を追加、ii)一般道路の道路橋点検で多く利用されている「道路橋定期点検要領」(平成31年2月国土交通省道路局)との整合、iii)日常点検や定期点検等の目的や頻度の追記、各種点検要領等が掲載されているホームページ(URL)及び用語の定義を追加など、より使いやすい手引となるように見直した。なお、本手引は、これまで農林水産省から各地方農政局等を経由して通

開し、より活用しやすい環境を整えた。

の農道管理者等と る維持管理上の問 保全対策の手引き た。 上記意見交換会	農林水産省が講じた改善措置状況 常管理等の状況を把握するため、令和3年10月に一部 意見交換会を実施し、農道管理者等が日頃から抱えてい
の農道管理者等と る維持管理上の問 保全対策の手引き た。 上記意見交換会	
る維持管理上の問 保全対策の手引き た。 上記意見交換会	意見交換会を実施し、農道管理者等が日頃から抱えてい
保全対策の手引き た。 上記意見交換会	
た。 た。 上記意見交換会	題等について議論した。また、農林水産省からは「農道
上記意見交換会	り」や農道の点検等に活用可能な各種補助事業を紹介し
は、専門的な知見	等により、土木技術者が配置されていない市町村などで
	を有しない者が各種点検要領等を基に点検を行っている
ものの、点検に際	らし、困難な点も少なくないことが明らかになった。
このため、農林	水産省では令和3年度から、主に農道橋の日常点検の参
考となる「農道橋	点検マニュアル(仮称)」の策定作業を開始した。具体的
には、「農道保全対	対策の手引き」の内容を踏まえつつ、専門的な知見を有
しない者でも農道	Í橋の異常が把握できる程度の点検ができることを目的
として、図や写真	、点検ポイントなどを、点検項目ごとに確認して、農道
橋の状態を一定程	!度評価できるような内容とする予定であり、本マニュア
ルについては、令	和3年度中に案を作成し、一部農道橋において試験的運
用を行った上で、	4年度中に公表予定である。
(11.2%)	
(林道)	
	して、令和3年度からは、メンテナンスサイクルの確立
に資する強靱で災	害に強い林道の整備を推進するため、森林整備事業にお
いて「山村強靱化	林道整備事業」を創設し、一定の要件を満たす林道改良
工事の補助率引上	げや要件緩和を措置するなどの支援拡充を図った。
技術面の支援と	して、優良事例の収集、市町村等への情報提供について
は、令和2年度と	: 同様に、林道の維持管理に関する優良事例 (※) を収集
し、3 年度に市町	村等への横展開を図った。今後も引き続き優良事例の収
集、市町村等への	情報提供を行っていく。
(※) 優良事例の例]: 新技術を活用した点検や情報管理データベースの作成等に関す
る事例、道路・	農道部局と連携して林道施設点検を実施している事例等
また、林道施設	に係るメンテナンス(点検)業務における指導者を育成
	年度からメンテナンス(点検)業務に従事する都道府県

農林水産省が講じた改善措置状況

等の職員を対象に、林道施設の点検・診断等に必要な知識等に関する講義 や林道橋梁等の現場における点検・診断等を内容とする研修を令和3年度 に計画した。

本研修は、令和3年6月29日から7月2日までの間(4日間)に、受講予定者数25名で実施を準備していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となった。

なお、本研修は、令和4年度以降も引き続き実施を計画している。

2 適正な個別施設計画の策定

(勧告要旨)

個別施設計画の策定対象施設を確実に把握する観点から、その基礎となる農道台帳・林道台帳の的確な整備・更新等を促すとともに、個別施設計画の内容の適正化を図るため、必要な技術的助言等を実施すること。

(説明)

《制度の概要》

- 個別施設計画は、施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・ 平準化を図るため、各インフラの管理者が、各施設の特性や維持管理・更 新等に係る取組状況等を踏まえ、施設ごとの具体の対応方針を定める長寿 命化計画
- 「国土強靱化アクションプラン 2016」(平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部)では、農道橋(橋長 15m以上)、農道トンネル、林道橋(橋長 4m以上)及び林道トンネルに係る個別施設計画の策定割合を、令和 2 年度末までに 100%とすることが重要業績指標として設定

《調査結果》

- 当省の調査対象機関において策定された個別施設計画の中には、施設の 概要のみが記載され、点検結果等を踏まえた具体的な対策時期や対策費用 等について未記載となっている例あり
- また、管理する 12 橋梁について、損傷状況が異なることが点検で明ら

→ (農道)

課長通知により市町村等の農道管理者に対して、個別施設計画策定の基礎となる農道台帳の的確な作成、更新を行うことを依頼した。

具体的には、事務連絡により、毎年度、農道台帳の記載数値について都道府県土地改良事業団体連合会による点検・確認を受けるなど適正な管理を図ることや、施設の点検・診断を行った場合には、必要に応じて農道台帳の作成・更新も併せて行うことで、農道台帳の的確な整備・更新を図るよう依頼した。このほか、農道台帳作成の参考となるよう、記載すべき事項、参考様式、参考事例集を改めて周知した。

また、課長通知により市町村等の農道管理者に対して、個別施設計画の策定及び内容の適正化を行うことを依頼した。

具体的には、事務連絡により、「農道保全対策の手引き」や個別施設計画の作成事例集を踏まえ、個別施設計画の記載事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)を適切に記載することを依頼した。

(林道)

個別施設計画の策定対象の確実な把握については、「林道の適正な維持管理について」により、林道台帳の作成対象である民有林林道について、

農林水産省が講じた改善措置状況

かとなったにもかかわらず、長寿命化対策等の記載内容が全て同一で、施 設の状況に応じた記載になっていない例あり

勧告事項

○ 一方、都道府県が、市町村及び土地改良区が作成した個別施設計画の内容を確認し、その適正化を図るために、必要な技術的助言を行っている例あり

「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)に基づき、林道施設等の現況を整理するなどにより林道台帳を整備するとともに、林道台帳の記載事項に変更が生じた場合には速やかに訂正を行うなど、林道台帳の的確な整備・更新等を図るよう林道管理者に周知するよう依頼した。あわせて、打合せ会議において、「林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)」(平成26年8月19日林野庁)等を踏まえ、個別施設計画の策定対象施設を確実に把握する観点からも、林道台帳の的確な整備・更新を図ることについて、林道管理者に対して周知を行うよう都道府県に依頼した。

また、国有林においても、林道台帳の適正な整備がされるよう、個別施設計画策定施設の林道台帳への登載方法を内容とする通知改正(令和3年3月通知予定)を進めている。

個別施設計画の内容の適正化については、打合せ会議において、都道府 県が必要に応じて市町村や森林組合等が作成した個別施設計画の内容を 確認し、必要に応じ技術的助言を行うとともに、個別施設計画の策定に当 たっては、施設概要のみならず、点検・診断の結果得られた施設の状態、 点検結果を踏まえた具体的な対策時期や費用等について記載すべきこと を林道管理者に周知するよう依頼した。

また、「林道の適正な維持管理について(優良事例の周知等)」により、 市町村等の林道管理者が個別施設計画を策定する際に、都道府県が計画策 定に係る優良事例を示すなどにより技術的助言を行っている事例を紹介 し、都道府県から各林道管理者に対する技術的助言を要請した。

⇒ (農道)

これまで、「農道保全対策の手引き」では個別施設計画の様式について、 農道橋と農道トンネルのみ掲載していたが、農道や農道に付随する小規模 構造物の個別施設計画の策定も重要となることから、新たに「道路・小規 模構造物」の様式を追加した。また、これまでは「個別施設計画の策定」 と記載していたところ「個別施設計画の策定・更新」に改めて、個別施設

勧告事項

3 併用林道等における情報共有の推進

(勧告要旨)

併用林道を含め、複数の管理者が維持管理に関わる農道・林道施設については、関係する管理者間における定期点検等に係る役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有の推進等を図ること。

(説明)

《制度の概要》

- 「併用林道」とは、市町村等が管理する各種道路について、国有林林道 に準じて取り扱うもの又は既存の国有林林道を住民の生活道路等として 活用するため、市町村道等として取り扱うもの
- 併用林道の設定に当たり、国(森林管理署等)と市町村等は、併用区間、 併用期間、維持修繕時の負担割合等を定めた協定(併用林道協定)を締結
- 定期点検実施主体や個別施設計画策定主体等については、国と市町村等 がその都度協議

《調査結果》

- 当省の調査対象機関における併用林道上に設置される橋梁及びトンネルの点検状況等をみると、点検の実施主体についての協議や点検の実施状況についての情報共有が行われなかったことにより、同一の施設について森林管理署等と市町村等の両当事者がそれぞれに点検を実施している例あり
- 一方、一部の森林管理署においては、併用林道協定を締結している市町村に対し、点検の実施状況等について情報共有を行うとともに、個別施設計画の策定主体について協議している例あり
- 併用林道協定を締結している市町村等に対して、森林管理署等が実施した定期点検結果の共有の希望について調査したところ、i)当該共有を通じて重複点検を排除することにより効率的な維持管理ができる、ii)施設の危険箇所等を把握でき、効果的な維持管理が可能となるため、定期点検結果の共有を希望するとの意見あり

→ (農道)

課長通知により市町村等の農道管理者に対して、複数の管理者が維持管理に関わる施設については、定期点検等の維持管理に係る役割分担の明確 化や点検結果等に係る情報共有を推進することを依頼した。

具体的には、事務連絡により、複数の管理者が関わる施設の点検等の維持管理の役割分担については、施設の点検計画の「点検体制」を定める際に管理者間で明確にするとともに、記録した管理情報を関係する管理者間で共有することを推進するよう依頼した。

(林道)

国有林においては、森林管理局に対し、併用林道の定期点検等に係る役割分担が明確にされるよう、併用林道における個別施設計画策定点検等に関する協定の取扱方針等を明示した通知改正(令和3年3月通知予定)を進めている。

なお、「林道の適正な維持管理について(照会)」により複数の管理者が維持管理に関わる林道施設等50施設(※)の管理状況について調査を実施(令和2年8月7日から10月30日まで)したところ、いずれも点検の実施等について特段の問題が発生している事例はみられなかった。

(※) 50 施設の内訳は、i) 行政区域境にある施設を双方の市町村が管理に関係する施設が36 施設(橋梁6 施設、トンネル30 施設)、及びii) その他の事情により複数の管理者が管理に関係する施設が14 施設(橋梁14 施設、トンネル0 施設)

この結果も踏まえ、引き続き、施設のより効率的な維持管理を図る観点から、「林道の適正な維持管理について(優良事例の周知等)」を発出し、 点検結果等の情報共有や維持管理に係る役割分担等について、都道府県を 通じて林道管理者に対して周知した。

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	⇒ (農道) これまでも、「農道保全対策の手引き」では、管理情報のデータベース 化及び共有について記載していたが、令和3年度の改定により、定期点検 及び健全性の診断の結果並びに措置の内容等について、保存すべき情報で あることを明確化した。また、管理情報データベースの構築に当たっては、 農道台帳、農道台帳付属資料、保全管理記録簿、日常点検などの各種情報 を一元的に管理できるような「構造物情報のデータベース化」の例を示し た。 (林道)

「併用林道の取扱いについて」(昭和 38 年 8 月 31 日付け 38 林野業第 815 号林野庁長官通知) を令和 3 年 7 月 7 日付けで一部改正し、併用林道の定期点検等に係る役割分担が明確にされるよう、併用林道における個別施設計画策定に係る点検を実施する者を協定に定めることとした。

さらに、「併用林道における個別施設計画策定点検等に関する協定の取扱いについて」(令和3年7月7日付け2林国業第198号林野庁業務課長通知)を各森林管理局宛てに発出し、上記協定締結が円滑に進められるよう、協定書の例や協定締結に当たり整理すべき事項等を示した。これを受け、森林管理署では、併用林道における橋梁ごとに点検実施者を決定し、協定書に明記した例がみられた。

4 社会・経済情勢の変化や新たなニーズへの対応

(勧告)

社会・経済情勢の変化等を踏まえ、農道・林道施設の利用状況を把握するとともに、必要性が認められなくなったものについては、その廃止・撤去に向けた支援等を検討・実施すること。

(説明)

《制度の概要》

○ 高速道路施設の維持管理に関する問題(点検未実施、施設の損傷等)が

→ (農道)

課長通知により市町村等の農道管理者に対して、施設の利用状況を把握 し、その利用状況も踏まえた戦略的な維持管理、更新を推進することを依 頼した。

具体的には、事務連絡により、地域のインフラの持続性を確保するために、施設の利用状況や今後の見通しも踏まえ、施設の維持管理のコストの

勧告事項

顕在化したことを受け、平成 26 年 6 月、参議院において、高速道路と立体交差する橋梁(以下「高速道路 跨 道 橋」という。) の点検体制の抜本的な見直し等を行うよう警告決議

- 国土交通省は、平成27年1月、関係省庁に対し点検促進等を要請。また、老朽化した高速道路跨道橋の撤去を促進するため、道路橋(道路法に基づき設置されたものに限る。)については、社会資本整備総合交付金により、撤去を支援
- 一方、農林水産省の農山漁村地域整備交付金は、農道橋、林道橋の単純 撤去には活用できず

《調査結果》

- 社会・経済情勢の変化に伴い利用者が減少した高速道路跨道橋の維持管理に苦慮しているとの意見あり
- 周辺地の耕作放棄地化に伴い利用者がほとんどいないと思われる高速 道路跨道橋について、その点検時に、高速道路の車線規制等が必要となる ため費用負担が重く、継続的な定期点検の実施に懸念している例あり
- 高速道路跨道橋の維持管理コストが負担。迂回路もあるため、撤去したいがその費用が高額で踏み切れず

最小化や安全性等の観点から施設の再編・集約等が重要であるとして、農 道の廃止・撤去について、農山漁村地域整備交付金の農村集約基盤再編・ 整備事業等の活用を依頼するとともに、高速道路跨道橋等の利用状況の調 査について協力を依頼した。

これを踏まえ、令和2年6月30日、地方農政局等を通じて市町村等の 農道管理者に対して、「高速道路跨道橋等の利用状況に関する調査」を実施し、高速道路跨道橋及びその他施設(高速道路跨道橋以外の橋梁、トンネル、ボックスカルバート、法面、擁壁等)の利用状況を把握した。その結果、確認された高速道路跨道橋136橋のうち、i)現在利用しており、今後とも利用するので廃止・撤去する状況にないものが115橋、ii)現在利用していないが今後利用される可能性があり、廃止・撤去しない方針のものが9橋、iii)現在利用しているが今後10年程度で利用されなくなる可能性があり、廃止・撤去を検討しているものが5橋、iv)現在利用しておらず今後も利用が見込めないとして廃止・撤去する方針のものが7橋あることが明らかとなった。

また、その他施設については、現在利用していない、若しくは、今後利用しなくなる可能性のある橋梁が 26 橋、トンネルが 2 か所あり、そのうち、現時点で廃止・撤去を考えている橋梁が 11 橋、トンネルが 1 か所あることが明らかとなった。

これらの調査結果を踏まえ、農道施設の再編・集約・撤去については、 農山漁村地域整備交付金に加え、令和3年度に創設する農村インフラ施設 の点検・診断・修繕・更新を一体的に支援する農村整備事業において、事 業の対象として支援することを予定している。

(林道)

「林道の適正な維持管理について (照会)」により、民有林林道の高速 道路跨道橋 30 橋、点検等の優先度が高いと考えられる跨線橋 9 橋及び緊 急輸送道路に位置付けられた林道施設 19 施設の利用状況について調査し たところ、全ての林道施設は、森林整備、地域住民の日常生活道、電線等

	1
勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	各種施設の維持管理道、災害発生時の代替路等といった一定の利用があ
	り、必要性が認められないとして廃止・撤去を予定しているものは確認さ
	れなかった。
	この結果も踏まえ、「林道の適正な維持管理について(優良事例の周知
	等)」を発出し、今後も施設の利用状況を定期的に把握した上で、必要性
	の認められなくなった施設については、廃止・撤去等を検討すること、高
	速道路及び鉄道管理者と点検結果を共有するなど、より効率的・効果的な
	維持管理を図ること等について、林道管理者に対して、都道府県を通じて
	要請した。
	なお、国有林林道においては、高速道路跨道橋がないことを確認してい
	る。
	⇒ (農道)
	令和2年6月30日の「高速道路跨道橋等の利用状況に関する調査」に
	おいて、現在利用しておらず今後も利用が見込めないとして廃止・撤去す
	る方針と回答のあった 7 橋について状況確認をした結果、1 橋が 3 年度中
	に撤去完了、1 橋が6年度までに撤去予定(既に通行止め措置済み)、5橋
	は撤去に向けて関係者間で協議中(※)という状況であった。
	(※) 撤去するための補助事業等が複数あることから、農道管理者等において、どの
	制度を活用するかを含めて検討中とのことであった。
	その他施設については引き続き状況確認を進めているところである。
	また、農道施設の再編・集約・撤去については、従来の農山漁村地域整
	備交付金(※)に加え、令和3年度に創設した「農村整備事業」の中でも
	対応できるように措置した。
	補助事業である「農村整備事業」は国が事業別・地区別に予算配分を行
	うもので、国としての施策課題に応じて個別事業の計画的・集中的な推進
	を図ることが可能であり、近年、課題になっている農村地域のインフラの
	持続性を確保するため、農道橋を含め、農村インフラの再編に伴う路線の
	撤去も可能としたところである。

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	(※) 都道府県が事業別・地区別の予算配分を行う仕組みで、地方によって自由度
	が高く創意工夫をいかして基盤整備等ができる特徴があり、基盤整備の実施に
	併せて行う農業農村施設の撤去・集約に伴い不要となる路線の撤去が可能とな
	っている。
	(林道)
	「林道の適正な維持管理について(照会)」の調査において、跨線橋・跨
	道橋については、必要性が認められないとして廃止・撤去を予定している
	ものは確認されなかったが、インフラ長寿命化基本計画や総務省からの勧
	告を踏まえ、今後こうした施設が生じた際の廃止・撤去に向けた支援を検
	討した。その結果、林道施設(橋梁等)の適切な維持管理・更新等を図る
	観点から、令和4年度から、森林整備事業及び農山漁村地域整備交付金に
	おいて、林道施設の集約化に伴い実施する老朽化した施設の撤去につい
	て、事業対象として支援していくこととした。
	また、令和2年度に発出した「林道の適正な維持管理について(優良事
	例の周知等)」を受け、高速道路跨道橋については、市町村において東日
	本高速道路株式会社と管理協定を結び、定期点検を委託し、その点検情報
	を共有している例がみられた。
	跨線橋については、市町村が維持管理を行い、鉄道会社とは点検時の線
	路への立入り等の連携や点検結果を共有している例がみられた。